

## 男女共同参画に対するバッ克拉ッシュ

### A backlash against the policy on “gender equality”

#### 四方由美

現在、日本では男女共同参画をめぐってバッ克拉ッシュが起こっている。保守派の主張する争点は、①「らしさ」のしばりから自由を求める男女共同参画の動きは、あるべき「らしさ」を否定し、日本の文化や男女関係を破壊するのではないか、②「専業主婦」否定の動きではないか、③家族の絆を破壊するのではないかなどである。このようなバッ克拉ッシュが起こる背景には、フェミニズムに対するバッ克拉ッシュの高まりに加えて、男女共同参画の政策化にともなう反発があると考えられる。

また、バッ克拉ッシュは保守派によるものだけではない。男女共同参画を推進する立場にある立法・行政サイドにおいて、男女共同参画社会基本法に盛り込まれた「ジェンダー概念に基づく男女平等」の理念に対する理解が進まないため、この理念が運用面で排除される傾向がみられる。こうした動きは男女共同参画社会の推進を阻むだけでなく、新たな差別を生む事態に陥っている。男女共同参画についての政策そのものが矛盾を孕んでいることは、その大きな要因の一つである。

本稿では、このような観点から今日のバッ克拉ッシュ現象を考察することを通して、男女共同参画をめぐる議論を整理する。

キーワード：男女共同参画、“gender equality”、バッ克拉ッシュ

#### 目次

- I はじめに
- II 男女共同参画に対するバッ克拉ッシュ
- III 男女共同参画政策におけるジェンダー概念の不在
- IV 男女共同参画政策に孕むジェンダーの矛盾
- V 結びにかえて

#### I はじめに

1999年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」は「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会である」としている。この基本法の基本理念により、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施

すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務が定められている。つまり、政府、地方公共団体は男女共同参画（基本）計画を策定する義務が課され、さらにジェンダーを主流化する配慮義務（第15条）も課されたのである。2001年の中央省庁等改革に伴い、新たに新設された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が強化されてきた。(1)

このような中で、現在、男女共同参画をめぐってバックラッシュが起こっている。保守派による性役割分業の肯定、条例策定における「男女平等」理念の喪失、行政の政策運用における新たな差別、フェミニストによる政策批判など、側面は多様である。本稿ではこれらの議論を整理し、男女共同参画社会の推進が孕む構造を明らかにする手がかりとしたい。

## II 男女共同参画に対するバッ克拉ッシュ

伊藤（2002）は、男女共同参画に対するバッ克拉ッシュについて、「日本型バッ克拉ッシュ」として、保守派が主張する争点を次の三点にまとめている。

- ①「らしさ」のしばりから自由を求める男女共同参画の動きは、るべき「らしさ」を否定し、日本の文化や男女関係を破壊するのではないか、
- ②「専業主婦」否定の動きではないか、
- ③家族の絆を破壊するのではないか、の三点である。

こうした争点は、男女特性論あるいはそれに基づく性役割分業を前提とした、男女共同参画社会に対する「誤解」によるものである。①の「らしさ」否定は、基本法ではジェンダーに縛られない、あるいはこだわらないという観点から、個人の人権に配慮した考えであり、社会資源の活用・再配置でもある。②も同様に専業主婦の否定ではなく、専業主婦が主体的に地域社会で活動することを支援するものである。むしろ専業主婦が賃労働をしていないということにおいて、権利が狭められることがないことを保障し、男性も専業主夫を選択できる社会を見据えている。③の点に関しては、男女共に労働も地域社会も担っていくために協力することは、家族の絆を強めることにつながる考え方である。

このような誤解がもたらされる背景には、フェミニズムに対するバッ克拉ッシュも根底にあると考えられる。(2)男女の違いを根拠に平等を阻止しようとする考えを持つのは保守派だけではない。一般的の女性・男性の間にも、男女は充分対等になった、女性問題はもう終わった、フェミニズムなどという必要はない、といったバッ克拉ッシュは浸透している。江原（2000b）は、フェミニズムに対するバッ克拉ッシュは三つの側面から成り立っているとしている。

- ①フェミニズムに対するからかいの側面、
- ②受ける側が理解できる情報しか伝わらないというコミュニケーションの歪みの側面、

③世界観を転換するので嫌われるという側面、である。

①は、ある特定のイメージによるステレオタイプでフェミニストをとらえることで、女性の権利など取るに足らないとみなし、②は、一部の情報しか伝わらないことから誤解を生むことにつながる、③は、従来の社会の矛盾を表出させることで、社会のあり方をとらえなおすフェミニストの作業は、生き方や人格を否定されるものと感じられてしまう。これらの側面はフェミニズムがかかえる困難でもある。加えて、フェミニズムが持つリベラリズム的側面のみが積極的に伝えられていることで、弱者を切り捨て、現実の多くの女性の問題をとらえていないというイメージを一般に与えてしまっていることが、パックラッシュの背景にあると考えられる。

こうしたフェミニズムへのパックラッシュの流れの中で、男女共同参画社会推進の動きはフェミニズムの考え方を制度化するものであり、保守派にとって性役割の解体は家族制度を解体する「危険思想」であるととらえられるのである。

男女共同参画社会性役割の解体は、家族における人間同士の「絆」や「愛情」を疎外するものではないし、皆が男らしさ／女らしさの無い「中性的な」人間になるということではない。家族はかけがえのない自然なものという以上に、社会の存続のためにつくられてきた社会制度でもあるという観点から、そのなかでの偏りや不平等をなくし、人は「性別にかかわりなく」社会で活躍しようとするとするものである。従来のように男性だけに労働の責任を負わせないという側面もある。

しかしながら、江原が指摘する三つの側面から考察すると、①の側面、従来の世界観を転換する点で不快に受け取られ、②の側面、コミュニケーションの歪みとして、「中性的な人間ばかりになる」、「家族制度が崩壊して犯罪が多発する」、「同性愛者ばかりの街になる」といった受ける側が理解できる情報（不安を煽る情報）がより多く伝わる結果、一般的女性・男性にも理解されにくく、必要でないとみなされ、むしろ目障りなものと映ってしまうといえる。

こうしたパックラッシュを反映してか、地方議会等では、男女共同参画に関する条例の制定に抗する保守系議員は「男女は互いの違いを認めつつ」という文言を入れ、「性別にかかわりなく」という文言を排除するよう要求が行われている。「男女の違いにかんがみ」や「文化的特質」「地域の独自の文化」という文言を入れることで、性別特性論に方向付けるのも同様である。こうした要求の主な理由は、日本の家族制度を守ることである<sup>(3)</sup>。

「男女が互いの違いを理解し」や「家族を構成する男女は」という表現は、伝統的性役割を否定しながらも家族制度に則った文言になっている。これは「ジェンダーに縛られる」ことを否定しながら肯定していることになり、矛盾を孕んでいる。性的マイノリティ（同性愛や性同一性障害などの性的少数派）の存在に対する配慮もされない。

### III 男女共同参画におけるジェンダー概念の不在

「男女共同参画」は「gender equality」と公式に英訳されており、「男女共同参画2000年プラン」に先立って発表された「男女共同参画ビジョン（男女共同参画審議会答申）」は「男女共同参画-それは人権尊重の理念を社会に根づかせ、眞の男女平等の達成をめざすものである。-女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現をめざすものである」とある。「眞の男女平等」とは何かという問いは深遠であるが、ジェンダーに縛られずに男女が共同参画する社会、つまり「性別にかかわりなく」個性と能力を存分に發揮して活躍できる社会が男女共同参画社会であり、性役割分業の解体による「男女平等」の実現がこの概念の要となっていることがわかる。

日本の法律において初めて、ジェンダーという概念が適用された男女共同参画基本法であるが、そこで引用されているジェンダー概念は、1990年代初頭の時点でのジェンダーの定義であるポスト構造主義のジェンダー概念が用いられている（大沢・上野 2002）<sup>(4)</sup>。

ポスト構造主義の立場である Butler (1990) は、「セックスというカテゴリーそのものの産出と自然化の原因」を問い合わせ、その原因と結果をとりちがえることを「実体の形而上学」と呼び、「もしもジェンダーが、セックスを持つ身体が身にまとう文化的意味であるとすれば、なんらかの単一の筋道によってセックスからジェンダーが導き出されるととはいえないことになる。この論理を突き詰めれば、セックスとジェンダーの区別は、セックスを持つ身体と文化的に構築されたジェンダーとのあいだには根本的な非連続性があると示唆していることになる」。さらに「そもそも「セックス」とはなんなのだろうか。……セックスには歴史があるのだろうか。それぞれのセックスには違った歴史、もしくは複数の歴史があるのだろうか。セックスの二元性の選択は変化の可能性を持つ構築物であることを暴露するような系譜学が存在するのだろうか」と問い合わせ、「もしもセックスの普遍の性質に対して意義をさしはさむことができるとすれば、おそらくこの「セックス」と呼ばれる構築物も、ジェンダーと同じように文化的に構築されていることになろう。実際のところ、おそらくこれはこれまでにも常にジェンダーだったのであり、したがってセックスとジェンダーの区別はなんら区別ではないということになる。」という「こうした言説に先行するものとしてのセックスの産出は、ジェンダーと呼ばれる文化的構築装置の作用として理解されるべきなのである」と結論付けている（Butler 1990）。これは、従来用いられてきた Scott (1988) の定義を、より精緻化したものである。

ジェンダーの非連続性を指摘し、それゆえ男／女を分断することに権力の介在を見出し、男女特性論を否定するここでのジェンダー概念は、一般に理解されることは難しく、政策の運用に反映されていないのが実情である。

基本的におけるジェンダー概念が理解、浸透していないには男女共同参画を推進する立場にある立法・行政サイドも同様である。とくに男女の違いを基盤とした男女特性論ではなく、性別を分けること自体に権力が介在するというジェンダー概念に対する無理解は根深く、その理解がないままに政策を運用することは、新たな差別や被害を生む結果になっている。

超党派の議員立法により2001年4月に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)では、暴力を身体的な暴力に限定し、対象も配偶者に限っている。暴力を振るうのは結婚している夫だけに限らないが、この法律では配偶者間にのみ保護命令を出す規定を定めている。家庭内の暴力を問題化したという意味では大きな前進といえるが、婚姻関係にない人間は守られない。反面「ストーカー規制法」では「他人」でなくしては保護命令が執行されないと、「身内」は規制されない。DVの延長として、元配偶者からのストーカー行為や暴力に脅かされている被害者も多い中で、このような矛盾した法が制定され運用される背景には、全ての法の制定に適用される男女共同参画基本法に内包されるジェンダー概念の「不在」があるといえる。従って、ドメスティックな場面における権力関係に配慮されていないこの二つの法律は、被害者の人権や尊厳の尊重からではなく家庭の平穏のための措置であり、女性（あるいはマイノリティ）の権力を守る目的は果たされない。<sup>(5)</sup>

文部科学省はジェンダーという語を使用することを拒否し、学校教育において男女特性論の立場から男女平等を推進するとしている。性教育に対するパックラッシュも生じている。様々な場面で、ジェンダー概念が不在のまま男女共同参画社会がすすめられているといえる。

#### IV 男女共同参画政策に孕むジェンダーの矛盾

男女共同参画社会基本法に対しては、フェミニストからも批判がある。男女共同参画社会推進のための政策は、男女平等の実現を阻むというものである。各地方自治体における条例は男女の特性論に規定されており、先に述べたようにDV法、ストーカー規制法、堕胎に関する扱いなど、いくつかの法とその運用は、女性（あるいはマイノリティ）の人権を配慮していないばかりか、家族制度を守ることに主眼をおいていることにより、新たな差別を生み出しつつある。<sup>(6)</sup>

角田（2002）は、これら一連の男女共同参画社会基本法をめぐる法律を「女性の人権から発想しない法」として批判する。これらの法による制度化は、家族制度を守っているばかりか、現存する男／女の力関係を拡大することにつながりかねない。「共同参画」という名称は「平等参画」を発想しないし、平等をめざしての参画とも解されていない。<sup>(7)</sup>従来のジェンダーによる権力関係をそのままに、男性と女性が「同様に」社会参画したならば、この権力関係を維持・強化してしまうからである。

男女共同参画社会推進のための拠点である女性センターは、各地で男女共同参画センター

に名称変更され、活動内容にもバッククラッシュが起こっている。女性だけではなく「男女」に、「平等」ではなく「共同」と焦点が移行することで、女性差別撤廃条約からの流れを汲む男女共同参画に関する政策は、むしろ女性を疎外することに加担する。さらに、すでに女性問題は終わり、これからは男女共同参画問題であるかのような印象を与えることにもつながりかねない。

また、男女共同参画社会を少子高齢化社会への対策という文脈でとらえられる場合、より問題は根深いといえる。労働力不足を女性が補い、育児支援によって出産・子育てを後押しすることは、女性の権利に力点をおいた政策とはいえず、女性の人権から発想していない。このようなフェミニストからの批判は、男女共同参画政策が孕むジェンダー構造、ジェンダーの矛盾を浮き彫りにしているといえる。国家や企業にとって都合の良い、女性のみ尊重することになるのは明らかである。上野（2003）は、ジェンダーの社会的配置の非対称性に言及し、そのもとでの「女性の参加」の背理は明らかで、女性がホモソーシャルな集団に「参加」することは、名誉男性になることしか意味しないとする。

さらに上野（2003）は、その論考で根源的な問い合わせを提起する。上野は、日本のリベラルフェミニズムは、「男女共同参画」という国策フェミニズムとなっていると指摘した上で、そこには男性を範型とした市民権の内容を疑わないという前提があるとする。「人権」によって立つ発想自体が、女性を男性との対比でしかとらえられないことを意味しているというのである。もし、ジェンダーの平等を市民的諸権利という資源の分配公正だとみなせば、いつたいいかなる資源か、誰の間での分配か、分配公正の公正とは何かという三つの問い合わせが立てられる。つまり、男性を範型とした市民権によって立つ人権概念の限界と排他性、その普遍性の不徹底と矛盾である。男女共同参画を政策として進めるということは、ジェンダー概念に基づく女性の尊重とは相容れない、殊に「人権」概念のモダニズム的側面からみると、男女共同参画それ自体が矛盾を孕んでいることになる。

既に1990年に金井（1990）は、フェミニズムに対するバッククラッシュとポスト・フェミニズムについて言及し、男女平等が実現しないうちはフェミニズムにポストなどあり得ないとしている。女性という主体を剥奪する歴史的・構造的背景への認識を通して「女とは誰か」問い合わせを引き出し、「女であること」の再定義に向けた理論的挑戦を渴望する金井は、ポストモダンフェミニズムの導入がフェミニズムの新局面を表すとして、女性が「近代」を盾として闘う課題を残していることを提示する。近代はフェミニズムにとって目標であり、かつ超えられるべき対象として二つの側面を持っている。

ポストモダンフェミニズムの視座からみると、男女共同参画社会において、モダニズムに依拠する「人権」を女性も求めるならば、それは従来の「人権」と同じではありえない。その手がかりの一つは、ジェンダーの主流化に求められるであろう。

## V 結びにかえて

既にEU(欧州連合)やILOを含めた国連では、ジェンダーの主流化を男女平等を達成する戦略の中に位置付けている。国際的な視野から見ると、ジェンダー主流化について日本は後進国である。男女共同参画を進める現在でも、ダボス会議において、日本政府は国連の女子差別撤廃委員会(CEDAW)からコース別人事等について男女雇用機会均等法の指針改正を勧告されている(2003年8月)。男女共同参画社会基本法で具体的に規定される部分に留まらず、あらゆる施策・計画等にジェンダーの視点を入れるという、ジェンダーの主流化を行っていかなくては、国際的経済活動にも大きく影響する。

男女共同参画については地域や性別のみならず、法律-行政-市民という異なるレベルにおいても温度差があり、それらを考慮した施策の運用を行い、地域の特色に即した男女共同参画社会づくりを行うことが重要である<sup>(8)</sup>。

また、男女共同参画についての「正しい」情報を伝え、誤解のない理解を得ることは緊急課題であるといつてもよい。各自治体の発行する広報をはじめとする媒体の内容に配慮するとともに、市民と行政が円滑なコミュニケーションをはかることも不可欠である<sup>(9)</sup>。

こうした具体的な取り組みを行う拠点として「女性センター」の役割は重要である。バックラッシュの波に呑まれることなく、民間団体とのネットワーク化をはかりながらジェンダーに配慮した活動の方向を見出し、市民と行政が共に主体となった活動を行っていくことが、「真の」男女共同参画社会の実現につながるといえる。

- (1) 宮崎においても「男女共同参画プラン」を策定(2002年3月)、「男女共同参画推進条例」が制定(2003年4月)された。
- (2) フェミニズムに対するバックラッシュについては江原(2002・2000)に詳しい。アメリカにおけるバックラッシュとしてFaludi(1991)。
- (3) 宮崎県の条例も、「男女が互いの違いを理解し」「家族を構成する男女は」という表現がみられ、伝統的性役割を否定しながらも家族制度に則った文言になっている。富山県の条例については大津(2002)、愛媛県については 笹沼(2002)。
- (4) 基本法策定の過程については大沢・上野(2002)。
- (5) 宮崎の特徴として、DVの被害にあっても相談しない人が多いことがあげられるが、相談しやすい環境を整えると同時に、相談および援助体制を整える上で、権力関係を組み込んだジェンダー概念に基づく男女共同参画の知識と理解をそなえた専門家を配するなどして、二次被害をなくす配慮をすると同時に、法の適用されない被害者に不利益が生じないような運用が望まれる。

- (6) 夫婦別姓法案の成立と母子家庭への児童手当カットがリンクして制度化されようとしていることも同様である。詳しくは赤石(2002)を参照。
- (7) 名称の決定については大沢・上野(2002)参照。
- (8) 農業・林業従事者の多い宮崎県においては、大都市圏に合わせて考えられていた従来の女性施策では置き去りにされてきたといえる。例えば、家族的経営の慣習の中で生産労働に大きく貢献しながら、子育てや高齢者の介護や家事も行い、かつ無報酬という女性の重労働を評価し、「家族経営協定」に変えていくなどの地道な取り組みが必要である。
- (9) 自治体の広報のジェンダー表現について内容分析を行い、その現状と問題点を指摘したものとして諸橋(2002)がある。

<参考・引用文献>

- 赤石千衣子 2002 「夫婦別姓法案と母子家庭への児童手当カット」 (『インパクション』131号  
2002.7/100-105頁)
- 江原由美子 2000a 「日本のフェミニズムの現在」 (江原由美子『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房 3-13頁)
- 江原由美子 2000b 「浸透したがゆえの伝わらなさ カンバリズムからコントロールできないものの価値へ」 (『インパクション』117号 2000.1/12-37頁)
- 伊藤公雄 2002 「男女共同参画をめぐって今何が問われているのか」 (『インパクション』131号  
2002.7/38-51頁)
- 伊藤公雄 2003 『「男女共同参画」が問い合わせるもの現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版
- 李環媛「男女共同参画社会めざして-変わりたいことは」 (『調査月報』13年7月号 2.1-8頁)
- Judith Butler, 1990 *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London: Routledge=竹村和子訳 1999 『ジェンダー・トラブル』青土社
- Judith Butler, 1997 *Excitable Speech : A Politics of the Performative*, New York and London: Routledge=竹村和子訳 1998 「触発する言葉：パフォーマティビティの政治性」 (『思想』第892号 4-46項)
- 金井淑子 1990 「女の時代」・祭りのあとフェミニズム ポストモダンフェミニズム」 (『女たちの視線』社会評論社 237-253頁)
- 宮崎県生活環境部女性青少年課『男女共同参画社会づくりのための県民意識調査報告書』(2001.3)
- 宮崎市『男女共同参画に関する市民意識調査3000人の声アンケート報告書ダイジェスト版』(2002.11)
- 宮崎市『男女共同参画に関する市民意識調査報告書』(2002.11)
- 宮崎市企画調整部企画課『男女共同参画社会づくりのための市民意識調査』(1996)

- 諸橋泰樹 2002 「自治体広報のジェンダー表現をめぐる動向と問題点」 (『ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方』現代書館 96-125 頁)
- 21世紀 男女平等を進める会 2003 『誰もがその人らしく 男女共同参画』 岩波ブックレット No.593
- 内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』(2002.9)
- 内閣府編『平成15年度版 男女共同参画白書』(2003.6)
- 大沢真理 2002 『21世紀の女性政策と男女共同参画基本法<改訂版>』ぎょうせい
- 大沢真理・上野千鶴子 2002 「男女共同参画社会基本法のめざすもの 策定までのウラオモテ」(上野千鶴子、他『ラディカルに語れば?』平凡社 9-91 頁)
- 大津典子 2002 「条例はできたけれどどこへ向かう富山の男女共同参画」  
(『インパクション』131号 2002.7/52-56 頁)
- Scott, J. W., 1988 Gender and the Politics of History: Columbia University Press.  
=荻野美穂訳 1992 『ジェンダーと歴史学』平凡社
- Susan Faludi 1991 BACKLASH The Undeclared War Against American Women  
=伊藤由紀子・加藤真樹子訳『バッカラッシュ 逆襲される女性たち』1994 新潮社
- 笹沼朋子 2002 「私たちは黙っていない—愛媛県男女共同参画推進条例をめぐって」(『インパクション』131号 2002.7/56-60 頁)
- 高城町『女・男のいきいきパートナーづくり町民意識調査結果報告書』(2003.3)
- 角田由紀子「法律に対して女性運動ができるここと 男女共同参画社会基本法とDV防止法を中心に」  
(『インパクション』131号 2002.7/8-37 頁)
- 上野千鶴子 2003 「市民権とジェンダー 公私の領域の解体と再編」(『思想』No.955. 2003/11. 10-34 頁)

